

# 次期5カ年の取組方針について

---

## 現在の取組方針 一減災のための目標一

### 概ね5力年で達成すべき目標

#### ■ 直轄区間

大淀川の大規模氾濫に対し地域防災力を高め 「水害に強い地域づくり」  
を目指す

～都城市街地の急激な水位上昇に対し 「逃げ遅れゼロ」 「社会経済被害の最小化」を図る～

～宮崎市街部をはじめとする広域的な浸水被害に対し 「安全な場所への避難」 「県下中枢機能として被害の最小化」を図る～

#### ■ 県管理区間

- ・ 地域防災力を高め 「災害に強い地域づくり」を目指す
- ・ 住民自身の防災意識を高め 「早めの避難による逃げ遅れゼロ」  
「安全な場所への確実な避難」を確保する。
- ・ 被災してしまった場合の自衛力・回復力を高め 「社会経済被害の最小化」を図る

## 現在の取組方針 ー概ね5年間で実施する取組ー

概ね5年間で達成すべき目標である「水害（災害）強い地域づくり」  
に向け取り組む主な内容

### 1. より災害に強い地域づくりに向けた取組

- (1) 水害（災害）に強い人づくりの推進
- (2) 情報伝達のための環境づくりの推進
- (3) 水害（災害）に強いまちづくりの推進
- (4) 水害（災害）に強い防災拠点づくりの推進
- (5) 被害を最小にするハード整備

## 現在の取組方針 ー概ね5年間で実施する取組ー

概ね5年間で達成すべき目標である「水害（災害）強い地域づくり」  
に向け取り組む主な内容

### 2. 平成30年度内水氾濫を受けた今後の取組

- (1) ハード整備
- (2) ソフト対策
- (3) 維持管理
- (4) 災害後の支援体制
- (5) 危機管理

# 現在の取組方針 —令和2年度末時点の取組状況—

## 1. より災害に強い地域づくりに向けた取組

### (1) 水害（災害）に強い人づくりの推進

#### ●実施項目数／全項目数

直轄管理区間 105 / 116  
県管理区間 172 / 206

直轄区間で約9割、県区間で8割以上の項目を実施

#### ●主な取り組み内容

- ・川を通じたコミュニティづくりの推進では、漁協やNPO等と連携したイベントや、環境学習などが継続的に実施されている。
- ・防災リーダーの育成では、各機関において防災士取得助成など防災士取得推進の取り組みや防災士ネットワークとの連携が継続的に実施されている。
- ・住民が利用しやすい洪水ハザードマップの作成では、すべての自治体において、想定最大規模の降雨に対するハザードマップを作成、配布。

※都城市県管理区間は、R3で作成中

# 現在の取組方針 —令和2年度末時点の取組状況—

## 1. より災害に強い地域づくりに向けた取組

### (2) 情報伝達のための環境づくりの推進

#### ●実施項目数／全項目数

|        |     |   |     |
|--------|-----|---|-----|
| 直轄管理区間 | 56  | / | 65  |
| 県管理区間  | 130 | / | 156 |

直轄区間、県区間ともに  
**8割以上**の項目を実施

#### ●主な取り組み内容

- ・ 要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進については、**要配慮者名簿やマップの作成更新**を進めている。  
また、**社会福祉施設との協定締結を行い、福祉避難所の確保**も進めている。
- ・ 迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化では、洪水情報のプッシュ型配信や、簡易監視カメラや危機管理型水位計のデータ配信、**気象台と河川管理者による合同記者会見**など多様な方法により情報を発信。

# 現在の取組方針 —令和2年度末時点の取組状況—

## 1. より災害に強い地域づくりに向けた取組

### (3) 水害（災害）に強いまちづくりの推進

#### ●実施項目数／全項目数

|        |    |   |    |
|--------|----|---|----|
| 直轄管理区間 | 28 | / | 34 |
| 県管理区間  | 49 | / | 71 |

直轄区間で**8割以上**、県区間で**約7割**の項目を実施

#### ●主な取り組み内容

- ・都市計画による開発抑制、土地利用規制、災害危険区域の指定等適切な土地利用への誘導では、各機関で**居住誘導区域の検討**や**土砂災害警戒区域の指定の推進**が実施されている。
- ・安全な避難場所の確保については、10市町で構成する南部地域大規模災害対策連携推進協議会において**広域避難体制の検討**や、**浸水想定区域内にある指定避難所の見直し**が実施されている。

# 現在の取組方針 —令和2年度末時点の取組状況—

## 1. より災害に強い地域づくりに向けた取組

### (4) 水害（災害）に強い防災拠点づくりの推進

#### ●実施項目数／全項目数

|        |    |   |    |
|--------|----|---|----|
| 直轄管理区間 | 36 | / | 38 |
| 県管理区間  | 32 | / | 38 |

直轄区間で**9割以上**、県区間で**8割以上**の項目を実施

#### ●主な取り組み内容

- ・ 浸水時にも活用できる水防倉庫、アクセス路の整備では、想定最大規模の**浸水想定区域を基に点検や見直し**が実施されている。
- ・ ライフライン等の機能維持対策では、想定最大規模の浸水想定区域図策定を受け、機能確保対策の検討や、電源移設などの機能確保対策が実施されている。

# 現在の取組方針 —令和2年度末時点の取組状況—

## 1. より災害に強い地域づくりに向けた取組

### (5) 被害を最小にするハード整備

#### ●実施項目数／全項目数

|        |    |   |    |
|--------|----|---|----|
| 直轄管理区間 | 3  | / | 3  |
| 県管理区間  | 12 | / | 12 |

直轄区間、県管理区間ともに  
**すべての項目を実施**

#### ●主な取り組み内容

- ・洪水を安全に流すためのハード対策として、河川改修事業による河道掘削や、津波高潮対策、土地利用一体型水防災事業等を実施している。
- ・土砂災害から住民を守るためのハード対策として、各機関において急傾斜事業等が実施されている。
- ・危機管理型ハード対策として、法尻補強対策や天端舗装を実施している。

## 現在の取組方針 —令和2年度末時点の取組状況—

### 2. 平成30年度内水氾濫を受けた今後の取組

#### ①ハード対策

内水被害の軽減対策として、**防災・減災、国土強靱化計画による河道掘削**  
監視体制の強化対策として、**危機管理型水位計**や**簡易カメラ設置**による監視

#### ②ソフト対策

施設操作状況の提供として、**排水機場にパトライトを設置**  
地域防災力向上として、**ため池管理者との連携**が図られている

#### ③維持管理

河川内の巡視点検の徹底として、**河道内の樹木伐採や河道掘削**を河川管理者にて実施

#### ④災害後の支援体制

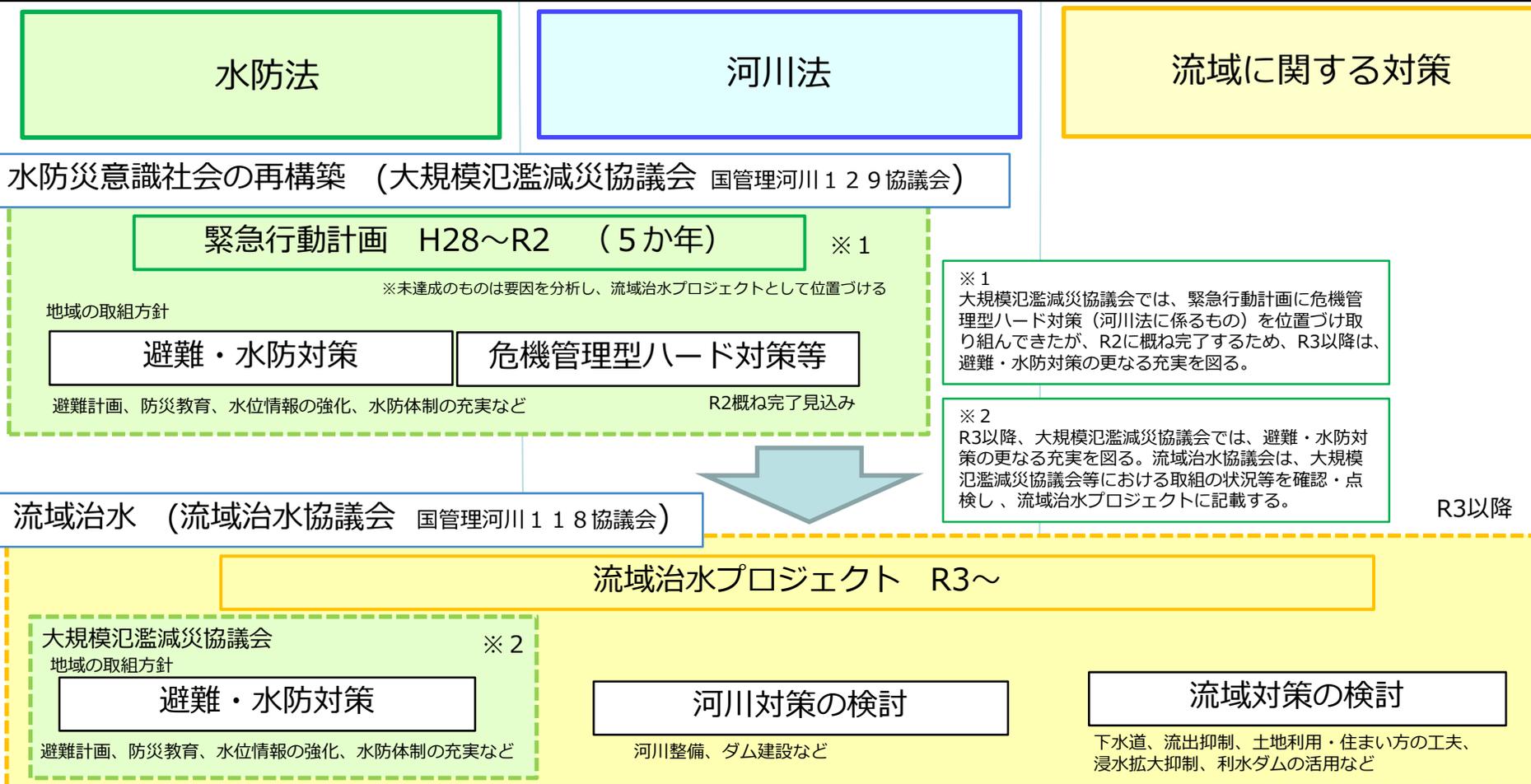
災害後の支援体制として、**災害ゴミ処理や罹災証明**の発行に関して関係部署と再確認を実施

#### ⑤危機管理

早期避難の啓発促進については、**出前講座等**を実施

# 「緊急行動計画」の今後の展開について

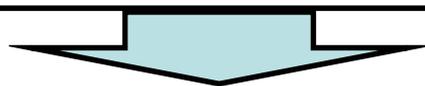
- 水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組み等について「緊急行動計画」として取りまとめ着実に推進してきた。このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了の見込みとなったところ。
- 緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。



# 次期5カ年の取組方針について

## 経緯

- ・「大淀川上流」「大淀川下流」の減災に係る取組方針が令和2年度に、「県管理区間」が令和3年度に概ね5カ年の目標年度を迎える。
- ・大規模氾濫減災協議会で策定した取組方針が、流域治水プロジェクトのソフト対策として反映される方針である。



災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難への対応、流域治水プロジェクトなど、社会情勢の変化に鑑み、引き続きこの取り組みを継続していくことが必要であると考えるため、「減災に係る取組方針」の見直しを行いたいと考えている。

また、現在「大淀川上流」、「大淀川下流」、「県管理区間」と分かれている取組方針を「大淀川流域」として1本化したいと考えている。

見直しにあたっては、年内を目処に実務担当者会議や幹事会を経て次回協議会で議事として提案したいと考えている。

## ■ 改定までのスケジュール(案)

|         | 令和3年度 |    |    |    |     |     |     |    |    |    |             |
|---------|-------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------------|
|         | 6月    | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |             |
| 方針見直し作業 | →     |    |    |    |     |     |     |    |    |    |             |
| 実務担当者会議 |       |    |    |    | □   | □   | □   | □  | □  | □  | (必要に応じ適宜実施) |
| 幹事会・協議会 |       |    |    |    |     |     | ■   |    |    |    | (幹事会・協議会)   |